

騒音・振動公害防止の手引き

建設作業編

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下「特定建設作業」という。）を行うときには、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による規制が行わわれています。

このパンフレットは、特定建設作業に関する騒音・振動の届出等にあたっての手引きとなるよう作成したものです。

規制対象地域

（1）騒音規制法・振動規制法

一宮市内全域（都市計画法で定められた工業専用地域は除きます。）

（2）県民の生活環境の保全等に関する条例

一宮市内全域

届出用紙は、一宮市の web サイトからダウンロードできます。

（この届出は、電子申請の利用が可能です。）

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/kankyouhozen/>

1044306/1044308/1010017/1012354.html

ページ ID : 1008104



規制対象建設作業

騒音関係	騒音規制法	条例
	種類の番号	種類の番号
くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーバーと併用する作業を除く。)	①	①
びょう打機を使用する作業	②	②
さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	③	③
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	④	④
コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	⑤	⑤
バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業	⑥	
トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業	⑦	
ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業	⑧	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		⑥
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		⑦
コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		⑧
ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパ・トラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を用いる作業		⑨
ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		⑩

(注) 1 騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。

2 くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイブロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。

また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

3 びょう打ち機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。
ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

4 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

振動関係	振動規制法	条例
	種類の番号	種類の番号
くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	(1)	(1)
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	(2)	(2)
舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	(3)	(3)
ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	(4)	(4)

(注) 1 アースオーバーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。

2 舗装版破碎機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破碎する専用機である。

規制基準

規制の種別	地域の区分	騒音	振動
基準値	①②③	85 dB	75 dB
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

(注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間ににおいて短縮させることを勧告・命令することができる。

3 ①地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

届出

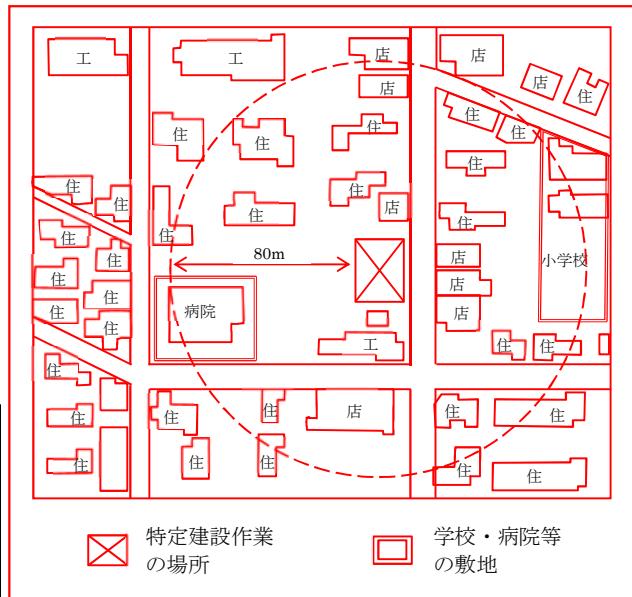
- 届出は、元請負業者が特定建設作業を開始する7日前までに、市環境保全課へ2部提出して下さい。
- 特定建設作業が複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村に届出が必要です。
- 特定建設作業がその作業を開始した日に完了するものは、届出が不要です。

届出の例

(1) 特定建設作業実施届出書

- 届出者の欄は元請業者を記載すること
 - 作業場付近の見取図と工程表を添付すること
 - 「特定建設作業の種類」は工程表と同じ番号であること
 - 「特定建設作業の実施の期間」は建設等工事の工期ではなく、規制対象の特定建設作業の実施する期間であること
 - 「騒音及び振動の防止の方法」は具体的に記述すること
 - 「作業開始日」は提出受付日から中7日以上あること

(2) 作業場所付近見取図の例



注意…見取図は作業場所付近の周辺 80m を含む範囲のものとし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を示すこと。

(3) 作業工程表の例

建設工事と特定建設作業の工程表を原則として一つにまとめたものを提出すること（別々も可）。

特定建設作業実施届出書

年 月 日

(住所) 一宮市長

届出者 姓 桜 留
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
直 祖 留

騒音規制法第14条第1項(第2項)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次の通り届出する。
周辺生活環境の健全等に関する条例第2条第1項第2項

建設工事の名称									
建設工事の目的に係る種類又は工事の簡単な説明									
特定建設作業の種類 (作業の番号に付ける)	建設工事の種類	1	2	3	4	5	6	7	8
	騒音測定結果					6	7	8	9
騒音測定用具を使用する騒音規制 制度、振動規制及び周波数の規制 規制の実施に要する労働時間に對 する施設の名称、施設の有無	騒音測定結果								
	振動測定結果								
特定建設作業の場所(用途地域)									
特定建設作業の実施の期間	年	月	日から	年	月	日まで	日間		
	作業開始 時刻	作業終了 時刻	作業日				実施時間 日数		
騒音及ぼす振動効果の方針									
登記者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名									
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所									
下記が特定建設作業を実施する場合は、 当該個人の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名									
下記人が特定建設作業を実施する場合は、 当該個人の現場責任者の氏名及び連絡先									
※受理年月日									
※審査結果									

備考 1 この届出書は、騒音規制法第14条第2項、振動規制法第14条第2項及び国民の生活環境の健全等に関する条例施行規則第19条、第20条掲示手続並びに提出手続について提出すること。

2 特定建設作業の実施の際には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び県及び市町生活環境の健全等に関する条例施行規則第19条、第20条に記載された騒音規制の基準を遵守すること。

3 特定建設作業の実施の際の間違の欄には、その期間に作業をしないこととしている旨がある場合は、作業をしない旨を明示すること。

4 特定建設作業の実施及び終了の時間の欄には、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実施時間並じてある旨ごとに記入して下さい。

5 育児の欄には、記載しないこと。

6 使用錠の大きさは、日本規格規格A4とすること。

特定建設作業工程表			
規制対象	年 月 日	年 11月	
作業の種類		10	20
騒音規制法	1. くい打機(アースマーク併用を除く)、くい抜機等を使用する作業 2. びうち打機を使用する作業 3. さく岩機(ドリル、ハンマ、ブレーカー等)を使用する作業 4. 空気圧縮機を使用する作業(※機の動力として使用する作業を除く) 5. コンクリートブリント等を設けて行う作業 6. バックホウ(80kW以上)を使用する作業 7. トラクターショベル(70kW以上)を使用する作業 8. ブルドーザー(40kW以上)を使用する作業		
県条例・騒音	6. 鉄筋コンクリート造等の建物を解体・破壊する作業 7. コンクリートミキサー、ミキサー車を用いる作業 8. コンクリートカッターを使用する作業 9. ブルドーザー、バックホウ等を用いる作業 10. ロードローラー、てん圧機等を用いる作業		■ ■ ■ ■ ■
振動規制法	1. くい打機、くい抜機等を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業 3. 輸装版破碎機を使用する作業 4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業		■ ■ ■ ■ ■
※ 注意事項	1. 工事の目的・内容等を付近住民に説明し、理解・協力を得るようにする。 2. 振動の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い、被害発生時は迅速		

一宮市環境部環境保全課公害規制・監視グループ

91-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山8番地

本节练习题见P10

一宮市衛生処理場

TEL: 0696 45 7185 FAX: 0696 45 7183

TEL. 0586-45-7185 FAX. 0586-45-7187

MAIL: kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp